

## 鎌ヶ谷市ふるさと納税業務支援委託に係る公募型プロポーザル評価基準

### 1 趣旨

この基準は、鎌ヶ谷市ふるさと納税業務支援委託に係る公募型プロポーザル参加業者からの提案のうち、最も優秀な提案を行ったと認められる者を選定するために必要な事項を定めるものである。

### 2 評価方法

審査及び評価は、鎌ヶ谷市ふるさと納税業務支援委託プロポーザル審査委員会において次のとおり行うものとする。

審査委員会の委員長、副委員長及び委員は、参加業者からの提案内容を基に、別紙「鎌ヶ谷市ふるさと納税業務支援委託評価基準表」で採点を行うものとし、評価点の合計点数が最も高い者を契約候補者とする。

なお、業務に関する費用は、提案価格に対し、以下の式により価格評価点とする。

$(\text{応募者のうち最も低い提案価格}) / (\text{当該事業者の提案価格}) \times 20 \text{点}$

※小数点以下第2位を四捨五入

#### (1) ヒアリング及びプレゼンテーションによる審査

ヒアリング及びプレゼンテーションに基づき審査を行う。

200点満点とし、下記の評価基準に基づいて評価する。

#### (2) 審査委員会による評価

審査委員会の委員長、副委員長及び委員の絶対評価により行い、各評価項目の点数は、平均点とする。

#### (3) 契約候補者の選定方法

ヒアリング及びプレゼンテーションの評価点が最も高い者を契約候補者とする。ただし、契約候補者が本市の示す「鎌ヶ谷市ふるさと納税業務支援委託に係る公募型プロポーザル実施要領」の「第6 参加資格要件」を満たしていない場合は、採用しない。

#### (4) 順位の決定方法（合計点数が同点となった場合の取扱い）

合計点数が同点となった者が2者以上あるときは、企画提案時に提出された見積額が最も安価な者を上位とする。

#### (5) 最低基準点の設定

最低基準点は、120点（合計点数の6割）とし、最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、契約候補者として選定しない。

#### (6) 参加業者が1者の場合の取扱い

プロポーザル参加者が1者の場合でも、同様にヒアリング及びプレゼンテーションによる審査により選考を行うが、提案者の「ヒアリング及びプレゼンテーションの評価点」が著しく低いときは、選定委員会における協議により、契約候補者なしとする場合がある。

3 評価基準（評価項目、評価の視点、配点、配点基準等）

別紙「鎌ヶ谷市ふるさと納税業務支援委託に係る公募型プロポーザル評価基準表」のとおり